

共通義務確認訴訟の判決が確定

特定NPO法人消費者支援機構関西(KC's)

消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認訴訟として全国では5件目、KC'sとしては初めて提訴した裁判の判決が確定しました。この裁判は株式会社スターリーナイトカンパニー（以下「スターリー社」）に対して大阪地方裁判所に2023年4月に提訴したもので、2025年11月7日にKC'sの請求を認容する判決がなされました。原告であるKC'sと被告のスターリー社の双方が控訴しなかったことから同年11月26日に判決が確定しました。今後、消費者裁判手続特例法に基づく簡易確定手続を行っていくこととなります。

スターリー社は2021年12月に大阪市にある住之江公園において「Lantern Night ～空飛ぶクリスマスツリー～ 2021」というイベント（以下「本件イベント」）を開催することになっていましたが、強風という天候不良を理由に中止したにもかかわらず消費者への返金対応を行わず、チケット規約を根拠に消費者への返金を一切拒否していました。しかし、判決では、チケット規約にはイベントの運営を中止した場合にチケット代金の返還を要しない事由として「地震、噴火、大雨、洪水、津波」といったイベント開催の対象施設等が使用不能等となる事態が想定されるとき等が具体的に列挙されているが、強風によるイベント中止の場合に返金を要しないとは直接規定していない、強風注意報は注意を呼びかける予報でありチケット規約に規定する「その他の非常事態」にも該当しないとして、対象消費者はチケット売買契約又はチケット振替契約を解除することができ、解除に基づく原状回復としてチケット代金相当額を返還する義務があると判断しました。

今後の簡易確定手続の対象となるのは、①スターリー社が中止した2021年12月17日及び19日の本件イベントについて申込みをし、チケット代金を支払った消費者、②スターリー社が中止した2020年8月21日及び22日、2021年8月13日及び14日のイベントについて申込みをし、チケット代金を支払った消費者で振替契約に基づき①のチケットを取得した消費者です。なお、振替イベントに参加された消費者やスターリー社からすでに代金相当額の返金を受けた消費者は対象に含まれません。

この裁判提訴後もスターリー社はイベント中止の場合でも消費者にはチケット代金の返金をしないというチケット規約の使用を継続していました。同じチケット規約に基づき発生する消費者被害について、消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認訴訟は既に発生した消費者の被害を集团的に回復するものですが、スターリー社が同じチケット規約の使用を継続する以上、新たな被害を発生させる危険があります。そのため、消費者契約法に基づく差止請求訴訟として、2024年3月にKC'sはスターリー社に対してチケット規約の一部使用停止を求め提訴しました。その後、訴訟の進展に伴い、スターリー社は一部の条項を変更した新しいチケット規約を用いてイベント開催を行うこととなりましたが、改定された条項においてもなお消費者の権利を制限する問題があることから、2025年9月に訴えの変更申立てを行い、現在（本稿執筆時）も係争中です。

このようにKC'sのスターリー社に対する共通義務確認訴訟と差止請求訴訟が別事件として同時に係属していました。また、共通義務確認訴訟係属中にスターリー社は自社のWEBサイトにおいて当該イベント中止に伴う返金についての案内をしていました。このように訴訟手続きが別手続きであることは制度が異なる以上ある程度仕方ないところもあるかもしれませんが、自主的な返金対応を含め3種類の状況が同時に生じていることは消費者からすると不思議な状況に映っているのではないのでしょうか。今回の3種類の状況が極めて不自然・不合理であるという共通認識が多くの事業者に醸成されるよう、KC'sとしては、提訴を含めた各種の活動を今後も続けていきたいと思います。